

# 令和7年度補正予算 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」 の第2回公募について

公募期間

令和8年6月12日～令和8年7月10日（正午）

生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）

# 1. 本事業の実施に当たっての留意事項



- ① 生物系特定産業技術研究支援センター（以下、「生研支援センター」という。）が実施する「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」は、補助事業ではなく委託事業です。
- ② 生研支援センターが実施する研究開発事業（委託事業）は、本来、国等が目標とする施策の実現のために自ら研究開発を実施すべきであるものを、専門的な知見や技術を持っている研究機関が提案する研究課題を審査して採択し、委託して実施するものです。

従って、採択された研究課題を実施する研究機関は、自ら提案した研究課題の研究目標を達成することが必須となることに留意してください。

研究期間の途中で実施する中間評価等において、当該研究課題の研究目標を達成する見込みがないと判断された場合は、研究課題の統廃合や研究課題が打ち切りとなることがあります。

## 2. 本事業の背景と目的

### 背景と目的

農業者が減少する中で生産性の向上を図るには、スマート農業技術の活用が不可欠であることから、国では、これまで「スマート農業実証プロジェクト」等の施策を進めてまいりました。

一方、これらの施策を推進する中で、「開発の難度が高く、実用化や普及に至っていない技術が多く残されている。」等の課題があることも明らかになってきました。

このため、令和6年10月に施行された「スマート農業技術活用促進法（以下、法という。）」の基本方針では、国が開発を進める必要があるスマート農業技術等の分野・目標（重点開発目標）を明示し、これに沿ったスマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う民間事業者等の取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進することとしております。



このような背景を踏まえ、生研支援センターが執行する本委託事業では、施策上重要なスマート農業技術の開発及び供給を迅速かつ強力で推進することを目的に、スマート農業技術に係る研究開発・改良の取組を支援することとしております。

### 3. 法と本委託事業との関係①

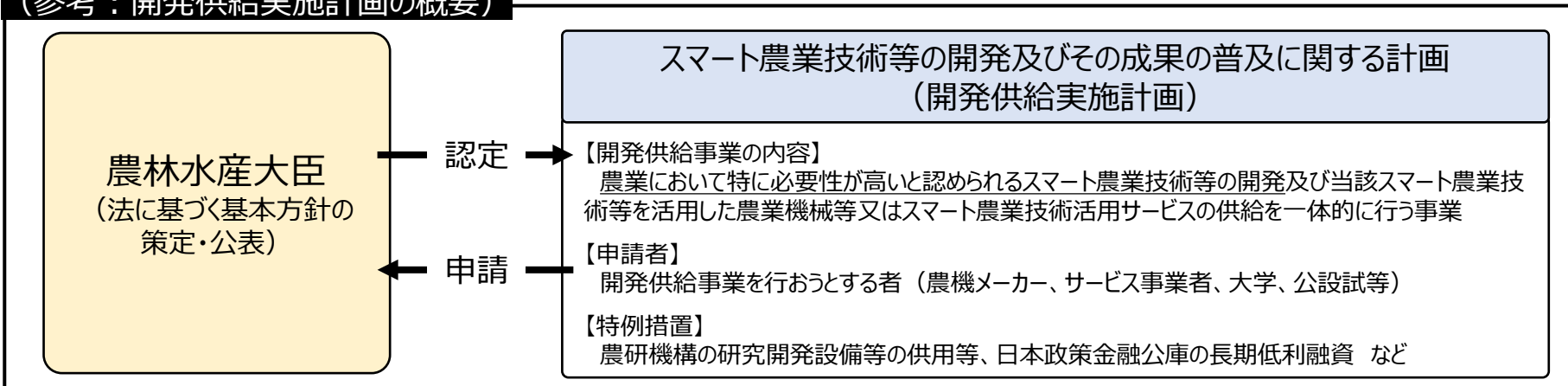
- 本委託事業の応募に当たっては、法に基づく「スマート農業技術等の開発及びその普及に関する計画（開発供給実施計画）」の認定等が必要となる研究種目があります。また、認定が必要となる研究種目においては、以下の2点を満たす必要があります。

- ① 委託事業で実施する内容が認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること
- ② 研究主体※に開発供給実施計画の認定者（代表者）を含んでいること

	研究種目			
	重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)	低コスト・小型化等 現場ニーズ即応型開発	技術改良・ 新たな栽培方法の確立の促進	先行的研究開発支援
法との関係性	応募に当たって、 <b>開発供給実施計画の認定等が必要</b>	開発供給実施計画の認定等を受けている場合、審査において加点	応募に当たって、 <b>開発供給実施計画の認定等が必要</b>	開発供給実施計画の認定等を受けている場合、審査において加点 ※協力機関も対象

注) 認定を受けていない場合は、少なくとも公募終了の2週間前(令和8年6月26日 正午)までに認定に係る事前相談を開始している必要。

#### (参考：開発供給実施計画の概要)



### 3. 法と本委託事業との関係②



- 認定が必要となる研究種目※1については、原則として開発供給実施計画の認定を受けている必要がありますが、以下の要件を満たせば、開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として、応募することが可能となります。

- ア 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。
- イ 研究主体※2に含まれる者を申請者（代表者）とする当該開発供給実施計画について、公募終了日の2週間前（令和8年6月26日 正午）までに、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と認定に係る事前相談を開始すること。
- ウ 採択決定通知日までに、上記の事前相談を了していること。
- エ 少なくとも初年度の委託期間終了日までには認定を受けること。
- オ 以下のいずれかに該当する場合には、研究推進課からの通知に並行して、遅滞なくその旨を生研支援センターに対し、申し出を行い、自ら委託事業を中止し、契約を解除すること、また、その場合、自然災害等やむを得ない事情を除き、委託費を返還することに同意していること。
  - (ア) 初年度の委託期間終了日までに当該開発供給実施計画の認定がされなかった場合
  - (イ) 初年度の委託期間終了日前であっても当該認定の申請や認定を断念する場合又は状況の変化により認定の要件が満たせなくなったことが判明した場合
  - (ウ) 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即さなくなった場合

※1 審査において加点される場合は、ア～ウの要件を満たす必要。

※2 先行的研究開発支援は、「研究主体」ではなく「研究主体又は協力機関」。

# 4. 事業概要（研究開発等の概要、対象技術、成果目標）



	研究種目			
	重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)	低コスト・小型化等 現場ニーズ即応型開発	技術改良・ 新たな栽培方法の確立の促進	先行的研究開発支援
研究開発等の概要	特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく重点開発目標に沿った民間企業等による研究開発を実施。	中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、「低コスト」や「小型化」等の現場ニーズに基づく研究開発を実施。	開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等によるプロトタイプ製造段階における改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立を実施。	スマート農業技術の研究開発を担う新たなプレーヤーの参画を推進するため、特に機動力、アイデアを有する高等専門学校や職業能力開発大学校等が独自の発想に基づく機構等を有するスマート農業技術を開発し民間企業と連携した供給につながる取組を実施。
対象技術	<p>【研究イメージ】 外乱環境下での高度な制御技術や高出力機体の微細な制御技術など、高度かつ革新性の高い技術の開発。</p> <p>【研究課題の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かんしょ・ばれいしよの自動粗選別機の開発</li> <li>・露地野菜（特に重量野菜）向けの搬出・運搬の自動化技術の開発</li> <li>・果樹における自動収穫機の汎用化等を通じた、整枝剪定の省力化技術の開発</li> </ul>	<p>【研究イメージ】 中山間地域等でも実用可能な「低コスト化」や「小型化」したスマート農業技術の開発。</p> <p>【研究課題の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型のロボットトラクターや管理作業機の開発</li> <li>・小型・軽量かつ傾斜地にも対応可能なスマート複合管理機（茶）の開発</li> <li>・傾斜地・凸凹等条件の悪いほ場でもスムーズに走行可能な作業台車、小型汎用無人車両の開発</li> </ul>	<p>【研究イメージ】 機能追加・性能向上と併せ、実際に技術を運用するサービス事業者や利用する産地が、無理なく技術導入・活用できるように改良。</p> <p>【研究課題の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者でも運用・利用可能にするGUIの導入</li> <li>・保守性・拡張性を向上させるための構造やシステムを独立した部品や要素（モジュール）に分割</li> </ul>	<p>【研究イメージ】 高等専門学校や職業能力開発大学校等が先行的に取り組む早期の開発や民間企業と連携した供給につながる研究。</p> <p>【研究課題の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の発想に基づき開発されるシンプルな機構のトマト収穫ロボット</li> </ul>
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後に、開発した技術のTRL（技術成熟度）が少なくとも7（実運用環境でのシステム試作・実証）に移行すると見込まれる研究計画であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後に、改良した技術のTRL（技術成熟度）が少なくとも8（システム完成・実運用環境での試験）に移行すること。</li> <li>・事業実施期間中に実践的な生産環境において開発した技術の検証を実施すること。</li> <li>・実用化をより推進するため、農業支援サービス事業者等によるサービス提供を事業終了後速やか（おおむね1年以内）に実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後に、開発した技術のTRL（技術成熟度）が少なくとも6（テストフィールド環境でのシステム試作・実証）に移行すると見込まれる研究計画であること。</li> <li>・事業実施期間中に、開発技術の社会実装に向け、民間事業者との協業に向けた取組を実施すること。</li> </ul>	

# 4. 事業概要 (代表機関、研究主体、研究実施期間、研究型、研究費の上限)



	研究種目			
	重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)	低コスト・小型化等 現場ニーズ即応型開発	技術改良・ 新たな栽培方法の確立の促進	先行的研究開発支援
代表機関	研究機関※であること。 ※研究グループにおいて自ら研究を実施する者のこと。 民間企業、農業者等、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体（都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人）、一般又は公益法人、金融機関、特定非営利活動法人、特殊法人、大学（及び大学共同利用機関）、高等専門学校、協同組合等であつて、日本国内に設置された法人格を有する者であること。			高等専門学校、職業能力開発大学校等※のいずれかであること。 ※職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校。
研究主体	・研究グループ※（代表機関、共同研究機関、開発・供給支援機関等から構成） ※生研支援センターと契約を締結するまでの間に、コンソーシアムを設立する必要。 ・単独研究機関（代表機関）			
	【必要となる役割種別】 ア 社会実装を実装を担う者 イ 研究用ほ場を有する者 ウ 農業者等 （研究グループの場合） 研究グループ内のいずれかの機関がア～ウを担うこと（ウは協力機関として置くことも可） （単独研究機関の場合） 代表機関がア～ウを担うこと（ウは協力機関として置くことも可）	【必要となる役割種別】 ア 社会実装を実装を担う者 イ 研究用ほ場を有する者 ウ 農業支援サービス事業者等 エ 農業者等 （研究グループの場合） 研究グループ内のいずれかの機関がア～エを担うこと（エは協力機関として置くことも可） （単独研究機関の場合） 代表機関がア～エを担うこと（エは協力機関として置くことも可）	【必要となる役割種別】 ア 社会実装を実装を担う者※ イ 研究用ほ場を有する者 ウ 農業者等※ （研究グループの場合） 研究グループ内のいずれかの機関がイを担うこと（イは協力機関として置くことも可） （単独研究機関の場合） 代表機関がイを担うこと（イを協力機関として置くことも可） ※ア又はウが含まれている場合、審査において加点（協力機関が担う場合も加算）	
研究実施期間	3年以内（令和11年3月末まで）			2年以内（令和10年3月末まで）
研究型	① スマート農業技術に係る研究開発等（必須） ② 新たな栽培方法の確立に係る研究（※） ※②については、①の効果を向上することが期待される栽培方法であり、有効な技術内容が想定される場合に限り、研究計画に含めることが可能。			① スマート農業技術に係る研究開発等
研究費の上限	1年目：1.5億円/年 （上記のうち、研究型②新たな栽培方法の確立に係る研究要素は0.4億/年を上限） 2～3年目：1.0億円/年 （上記のうち、研究型②新たな栽培方法の確立に係る研究要素は0.25億円/年を上限）	0.3億円/年 （上記のうち、研究型②新たな栽培方法の確立に係る研究要素は0.1億/年を上限）	1年目：1.0億円/年 （上記のうち、研究型②新たな栽培方法の確立に係る研究要素は0.4億/年を上限） 2～3年目：0.7億円/年 （上記のうち、研究型②新たな栽培方法の確立に係る研究要素は0.25億円/年を上限）	0.25億円/年 （委託費総額※の8割以上を研究主体のうち高等専門学校又は職業能力開発大学校等である構成員において計上することを要件とする。） ※研究管理運営機関を除く委託費総額

# 4. 事業概要（公募分野①）






営農類型等	研究種目毎の対象技術			
	重点課題対応型研究開発 （民間事業者対応型）	低コスト・小型化等 現場ニーズ即応型開発	技術改良・ 新たな栽培方法の確立の促進	先行的研究開発支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水田作</li> <li>◆ 畑作</li> <li>◆ 露地野菜・花き作</li> <li>◆ 施設野菜・花き作</li> <li>◆ 果樹・茶作</li> <li>◆ 畜産・酪農</li> <li>◆ 農作業共通</li> </ul>	<p>農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第六条第一項の規定に基づく生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針の第二の1の（2）に位置付けられたスマート農業技術等であって、当該スマート農業技術等が対応する同項の生産性の向上に関する目標の欄に定める数値の達成に寄与するもの（10-12頁参照）のうち、別表1に示す技術（13-14頁参照）。</p>	<p>農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第二条に定めるスマート農業技術等（8-9頁参照）のうち、中山間地域等の課題解決に資する技術。</p> <p>なお、別表2に示す技術に該当する場合審査において加えられる（15頁参照）。</p>	<p>農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第六条第一項の規定に基づく生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針の第二の1の（2）に位置付けられたスマート農業技術等であって、当該スマート農業技術等が対応する同項の生産性の向上に関する目標の欄に定める数値の達成に寄与するもの（10-12頁参照）。</p>	<p>農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第二条第一項に定めるスマート農業技術（8-9頁参照）。</p>

# 4. 事業概要（公募分野②）

## 法第2条第1項における「スマート農業技術」

- いずれの研究種目においても、法第2条第1項に規定されている「スマート農業技術」の必要があります。
- 法第2条第1項における「スマート農業技術」とは、以下①から③までに適合した技術となります。
  - ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
  - ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
  - ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

### <スマート農業技術の例>

自動運転	遠隔操作等	センシング/モニタリング	環境制御	経営データ管理	生産データ管理
ロボットトラクタ・ロボット田植え機		収量センサ付き コンバイン	ハウス等の 環境制御システム	経営・生産管理システム	
自動操舵システム			 <p>(技術イメージ) 設定や実測に基づき自動制御</p>	 <p>(技術イメージ) 航空画像マップでは場見える化</p>	家畜の生体管理システム
	水管理システム				
	リモコン草刈機	 <p>(技術イメージ) 人は斜面に立つことなく操作</p>			
	収穫ロボット・運搬機	人工衛星（画像分析）			
	ドローン				

## 4. 事業概要（公募分野③）



### 法第2条第1項における「スマート農業技術」に該当しないものの例

#### ①の要件への合致について

太陽光発電設備や一般的な天気予報アプリ、汎用会計ソフト、スマートフォン等の汎用デバイス等、主として農業の用に供するといえない汎用的機能を有し、農業以外の産業の用に供されるものは、「農業機械等」に該当しない。

#### ②の要件への合致について

農業用ドローン、電動アシストスーツ、遠隔操作や自動制御機能の付いた収穫機はデジタル技術である「情報通信技術」を用いたものに該当するが、**空気圧式アシストスーツ、遠隔操作や自動走行機能の付いていない収穫機**は、「情報通信技術」を用いたものに該当しない。

#### ③の要件への合致について

遠隔操作や自動操縦機能を有する農業用トラクタは、慣行的な方法に比して農作業の効率化等に有意な効果を得られるが、**一般的な農業用トラクタ（自動制御機能が搭載されておらず、エンジンやミッション等を制御するECUが搭載されているもの等）**は、慣行的な方法に照らして農作業の効率化等に有意な効果が得られるとはいえないため、「農業の生産性を相当程度向上させることに資する」ものに該当しない。

（参考：法第2条第1項における「スマート農業技術」の定義）

- ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

## 4. 事業概要（公募分野④）

- 「重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）」及び「技術改良・新たな栽培方法の確立の促進」の研究種目については、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針の第二の1の（2）に位置付けられたスマート農業技術等であり、生産性の向上に関する目標の欄に定める数値の達成に寄与する必要があります。
- 「技術改良・新たな栽培方法の確立の促進」については、同方針に位置づけられているスマート農業技術等を公募対象としております。

生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針の第二の1の(2)（抜粋）

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の種類		
水田作（水稻）	育苗及び田植	・ドローンによる直播等の育苗又は田植作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	除草	・自律走行型除草機や自動水位管理等による抑草等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間80%削減
	収穫、運搬及び調製	・農業機械や調製施設の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間20%削減
畑作（小麦、大豆、ばれいしよ、そば、てんさい、二条大麦、かんしよ、さとうきび、飼料作物等）	播種及び移植	・全自動移植機等の播種又は移植作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	除草	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間80%削減
	収穫、運搬、選別及び調製	・農業機械や選別・調製施設等の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬、選別又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間20%削減

# 4. 事業概要（公募分野⑤）



農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の種類		
露地野菜・花き作 (キャベツ、だいこん、たまねぎ、 スイートコーン、ねぎ、レタスブロッ コリー、にんじん、はくさい、かぼ ちゃ、えだまめ、さといも、こまつな すいか、ごぼう、なす等)	除草及び防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）</li> <li>・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術</li> <li>・自動収穫機の効率向上に資する高精度自動移植機等の収穫作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間80%削減
	選別、調製及び出荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラインへの自動搬入機等による選別又は洗浄作業の省力化に係る技術</li> <li>・自動箱詰め機等の仕分け・梱包作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
施設野菜・花き作 (トマト、ほうれんそう、いちご、 きゅうり、メロン、ピーマン、アスパ ラガス、キク等)	栽培管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動収穫機の汎用化等を通じた摘葉・摘果等の省力化に係る技術</li> <li>・局所CO<sub>2</sub>施用等の収量又は品質の向上に資する施設内の環境制御の高度化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減又は付 加価値額30%向上
	収穫及び運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
	選別、調製及び出荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動パック詰め機等の選別、調製又は出荷作業の省力化に係る技術</li> <li>・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減又は付 加価値額20%向上
果樹・茶作 (かんきつ、りんご、かき、ぶどう、 くり、うめ、日本なし、もも、おう とう、茶等)	栽培管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、 剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
	除草及び防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地等の不整形な園内における自律走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術</li> <li>・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
	選別、調製及び出荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動選果機等の選別、調製又は出荷作業の省力化に係る技術</li> <li>・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減又は 付加価値額20%向上

## 4. 事業概要（公募分野⑥）



農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の類型		
畜産・酪農 (繁殖牛、肥育牛、豚、乳牛等)	飼養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像センシング等による発情・疾病検知等の生体情報取得の省力化に係る技術</li> <li>・自動洗浄ロボット等による畜舎内の衛生確保の省力化に係る技術</li> <li>・GPSを活用した放牧牛の位置情報把握等の管理の省力化に係る技術</li> <li>・自動給餌機等の給餌・給水作業の省力化に係る技術</li> <li>・堆肥化ロボット等による家畜排せつ物の管理の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
	搾乳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搾乳ロボット等による搾乳作業の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間60%削減
農作業共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星やドローン等を用いた農産物の生育、土壌及び病害虫等のセンシングの結果等に連動した農作業の省力化又は高度化に係る技術</li> </ul>	労働時間20%削減又は付加価値額20%向上
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動制御技術や遠隔操作技術を用いた既存の農業機械等の操作の省力化に係る技術</li> </ul>	労働時間40%削減
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートグラス等の熟練を要する作業の補助に係る技術</li> </ul>	労働時間20%削減

## 4. 事業概要（公募分野⑦）

- 「重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）」については、以下の別表1に定める技術が公募対象となります。

（別表1）

営農類型等	農作業	技術
水田作	育苗・田植	● 中山間地域等の狭小なほ場等で活用可能な乾田直播向け播種機又は播種アタッチメント
	除草	● 株間除草機 ● 両正条田植え機による株間除草技術
	収穫・運搬・調製	● 粃の搬出・運搬も含めた全自動ロボットコンバイン
畑作	播種・移植	● 全自動移植機 ● ほ場状態に応じた播種の制御が可能な不耕起播種機の自動化(麦類・大豆) ● 小型汎用管理機・畑作（麦、大豆、そば等）向けの播種アタッチメント
	収穫・運搬・選別・調製	● かんしょ・ばれいしょの自動粗選別機 ● かんしょ自動収穫機 ● 牧草の集約、乾燥からロール作業にいたる作業の連動技術
露地野菜・花き作	収穫・運搬	● 露地野菜（特に重量野菜）向けの搬出・運搬の自動化技術 ● 機械収穫に適した精密な移植を行う自動定植機 ● 傾斜地や凹凸など条件の悪いほ場でも安定して自律走行が可能な台車ロボット(露地野菜)
	選別・調製・出荷	● 選別、箱詰めの自動化技術（だいこん等）
施設野菜・花き作	選別・調製・出荷	● 庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持技術 ● 多品目対応可能なAI選別・選果

## 4. 事業概要（公募分野⑧）



（別表1のつづき）

営農類型等	農作業	技術
果樹・茶作	栽培管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動収穫機の汎用化等を通じた、摘葉の省力化技術</li> <li>● 自動収穫機の汎用化等を通じた、整枝剪定の省力化技術</li> <li>● 自動収穫機の汎用化等を通じた、施肥の省力化技術（茶）</li> <li>● 小型・軽量かつ傾斜地にも対応可能なスマート複合管理機（茶）</li> </ul>
	収穫・運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中山間地域等の狭小なほ場等でも活用可能な摘採機または摘採アタッチメント（茶）</li> </ul>
	選別・調製・出荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持技術</li> </ul>
畜産・酪農	飼養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高度な個体管理が可能な哺乳ロボット</li> <li>● 非接触型センシング機（画像センシング等）を活用した、採卵鶏・肉養鶏の疾病検知技術</li> </ul>
	搾乳	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 搾乳作業の省力化に資する技術</li> </ul>
農作業共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全自動収穫に資する作物の生育均一化に資する技術</li> <li>● 既存の農業機械等の操作の省力化に係る技術</li> </ul>

## 4. 事業概要（公募分野⑨）



- 「低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発」は、中山間地域等の課題解決につながる技術が公募対象となります。
- 中山間地域において早期に開発に着手すべきスマート農業技術を別表2として定めており、該当する場合は審査において加点されます。

（別表2）

営農類型等	農作業	技術
水田作	育苗・田植	● 中山間地域等の狭小なほ場等で活用可能な乾田直播向け播種機又は播種アタッチメント
畑作	播種・移植	● 小型汎用管理機・畑作（麦・大豆、そばほか）向けの播種アタッチメント
露地野菜・ 花き作	収穫・運搬	● 傾斜地や凹凸など条件の悪いほ場でも安定して自律走行が可能な台車ロボット(露地野菜)
果樹・茶作	栽培管理	● 小型・軽量かつ傾斜地にも対応可能なスマート複合管理機（茶）
	収穫・運搬	● 中山間地域等の狭小なほ場等ででも対応可能な摘採機または摘採アタッチメント（茶）

# 5. 応募要件（代表機関、研究主体）



	研究種目			
	重点課題対応型研究開発 （民間事業者対応型）	低コスト・小型化等 現場ニーズ即応型開発	技術改良・ 新たな栽培方法の確立の促進	先行的研究開発支援
代表機関	<p>研究機関※であること。</p> <p>※研究グループにおいて自ら研究を実施する者のこと。 民間企業、農業者等、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体（都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人）、一般又は公益法人、金融機関、特定非営利活動法人、特殊法人、大学（及び大学共同利用機関）、高等専門学校、協同組合等であって、日本国内に設置された法人格を有する者であること。</p>			<p>高等専門学校、職業能力開発大学校等※のいずれかであること。</p> <p>※職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校。</p>
研究主体	<p>・ 研究グループ※（代表機関、共同研究機関、開発・供給支援機関等から構成） ※生研支援センターと契約を締結するまでの間に、コンソーシアムを設立する必要。</p> <p>・ 単独研究機関（代表機関）</p>			
	<p>【必要となる役割種別】</p> <p>ア 社会実装を実装を担う者 イ 研究用ほ場を有する者 ウ 農業者等</p> <p>（研究グループの場合） 研究グループ内のいずれかの機関がア～ウを担うこと（ウは協力機関として置くことも可）</p> <p>（単独研究機関の場合） 代表機関がア～ウを担うこと（ウは協力機関として置くことも可）</p>	<p>【必要となる役割種別】</p> <p>ア 社会実装を実装を担う者 イ 研究用ほ場を有する者 ウ 農業支援サービス事業者等 エ 農業者等</p> <p>（研究グループの場合） 研究グループ内のいずれかの機関がア～エを担うこと（エは協力機関として置くことも可）</p> <p>（単独研究機関の場合） 代表機関がア～エを担うこと（エは協力機関として置くことも可）</p>	<p>【必要となる役割種別】</p> <p>ア 社会実装を実装を担う者※ イ 研究用ほ場を有する者 ウ 農業者等※</p> <p>（研究グループの場合） 研究グループ内のいずれかの機関がイを担うこと（イは協力機関として置くことも可）</p> <p>（単独研究機関の場合） 代表機関がイを担うこと（イを協力機関として置くことも可）</p> <p>※ア又はウが含まれている場合、ポイント加点（協力機関が担う場合も加点）</p>	

## 5. 応募要件（研究主体）



- 研究種目毎に定められた役割種別を備えた研究グループ又は単独研究機関から応募いただく必要があります。

### 研究グループの例（重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）の場合）

#### 1. 研究機関

- 代表機関（応募者）
- 共同研究機関

（自ら研究を実施する民間企業、大学、地方公共団体、一般又は公益法人、国立研究開発法人等であり、日本国内に設置された法人格を有する者）

#### 2. 開発・供給支援機関

（研究成果の農業生産現場への迅速な供給を進める民間企業（製造事業者や農業支援サービス事業者）や普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる民間企業等のことで、自ら研究を実施せずに研究グループに参加する者）

#### 3. 研究管理運営機関※要する場合

（研究代表者が所属する応募者とは別に、生研支援センターとの委託契約や委託契約に係る業務及び経理執行業務を行なう者であり、生研支援センターが必要と認めた場合に限り、設置することが可能。）

【役割種別（1. 研究機関又は2. 開発・供給支援機関として参画する必要）】

ア 社会実装を担う者、イ 研究用ほ場を有する者、ウ 農業者等（ウについては協力機関でも可）

協力機関の例（委託事業の実施する上での協力機関。研究グループ外。）

地域金融機関等（研究グループに参画し研究・検証等を実施する場合加点）、研究支援者、農業者等 17

## 5. 応募要件（代表機関）

### ○ 代表機関の要件

◆ 代表機関は、以下①から⑧までのすべての要件を満たす必要があります。

- ① 研究機関であること。
- ② 研究実施に必要な体制及び能力を有することとして、以下の要件を満たす機関であること。
  - ア 研究開発等を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有すること。
  - イ 研究代表者及び経理統括責任者を設置していること。
  - ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
  - エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有すること。
  - オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有すること。
  - カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有すること。
- ③ 応募前に、最新の事務担当者説明会動画を視聴していること。また、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること。

## 5. 応募要件（代表機関）



### ○ 代表機関の要件（続き）

- ④ **令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格**（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること（都道府県、市町村を除く）。応募時点で競争参加資格のない者は、委託契約締結までに競争参加資格を取得すること。
- ⑤ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ⑥ 日本国内を拠点として研究を実施できること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑦ 本事業に関わる者に関して、現在結んでいる、又は過去に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑧ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

※研究管理運営機関を設置する場合の要件については公募要領4（6）をご参照ください。

**※代表機関は、「②研究実施に必要な体制及び能力を有することとして、以下の要件を満たす機関であること。」に記載されている内容を満たしている法人であることが必須です。  
法人登記されているが、常勤職員がないなど研究体制が整っていない場合は、代表機関の要件を満たしていると認められないことから、採択課題候補となっても委託契約は出来ません。**

## 5. 応募要件（研究グループ）

### ○ 研究グループの要件

研究グループは以下①から⑤までのすべての要件を満たす必要があります。  
(単独の研究機関が応募する場合は、研究代表者が以下の③の要件を満たすこと。)  
なお、公募研究課題の一部または全部を、研究グループ以外の他の研究機関等に再委託することはできません。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画するすべての機関が同意していること。
- ② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでに、研究グループとして規約方式、協定書方式、共同研究方式のいずれかによりコンソーシアムを設立、必要書類を提出すること。
- ③ 代表機関に所属する研究者の中から次の要件を満たす研究代表者を選定すること。  
なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により代表機関を離れることが見込まれる場合には、研究代表者になることを避けてください。
  - ア 原則として代表機関に常勤的に所属しており、国内に在住していること
  - イ 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
  - ウ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行政管理能力を有していること

## 5. 応募要件（研究グループ）



### ○ 研究グループの要件（続き）

- ④ 研究グループに参画する共同研究機関は、以下の能力・体制を有していること。
- ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有すること
  - イ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること
  - ウ 本事業に関わる者に関して、現在結んでいる、又は過去に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと
- ⑤ 研究グループに参画する開発・供給支援機関は、以下の能力・体制を有していること。
- ア 国内に活動拠点を持つこと。
  - イ 当該研究の遂行に当たり、研究成果の生産現場への迅速な普及等を実施できる能力・体制を有すること。
  - ウ 関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること。

※ **共同研究機関及び開発・供給支援機関は、上記の要件を満たしていることが必須です。**

## 6. TRL : 技術成熟度

- 本事業では特定の技術の成熟度レベルを9段階で評価する指標として、事業開始時と事業終了時のTRL（Technology Readiness Level：技術成熟度）を定めています。
- 開発する技術が事業開始時（応募時点）と事業終了後（研究実施期間が3年間の場合は、令和11年3月末時点）に以下の段階にあることを目安としております。

TRL	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基礎原理の 観察・報告	技術コンセ プトの策定	ラボ環境		テストフィールド環境		実運用環境		
			実験的な 概念実証	技術実証	技術実証	システム 試作・実証	システム 試作・実証	システム 完成・試験	実証・商用化
(1) 民間型			(事業開始時の技術成熟度)				(事業終了時の技術成熟度)		
(2) ニーズ即応型									
(3) 技術改良									
(4) 先行的研究									

## 7. 応募手続き、受付期間及び注意点 (e-Rad)



### ① 公募期間等

公募期間：

令和8年6月12日（金）～令和8年7月10日（金）正午まで

**応募は、e-Radからのみ受け付けます**

**郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません**

- e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」（個人の場合は「研究者の登録」だけ）が必要となります。登録手続きに2週間程度を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。
- 応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください（※）。**
- ※応募段階では、少なくとも、申請者がe-Radの登録を済ませておく必要があります。申請者以外で、応募までにe-Rad登録が間に合わなかった場合は、委託契約締結までに登録を済ませてください。
- e-Radでの申請情報の提出には、所属機関の事務代表者による応募情報の承認を受ける必要があります。承認がない場合は応募情報が提出されませんので、忘れずに手続きしてください。**

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>)

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：e-Radヘルプデスク  
TEL 0570-057-060（ナビダイヤル）、03-6631-0622（直通）  
受付時間 9:00～18:00

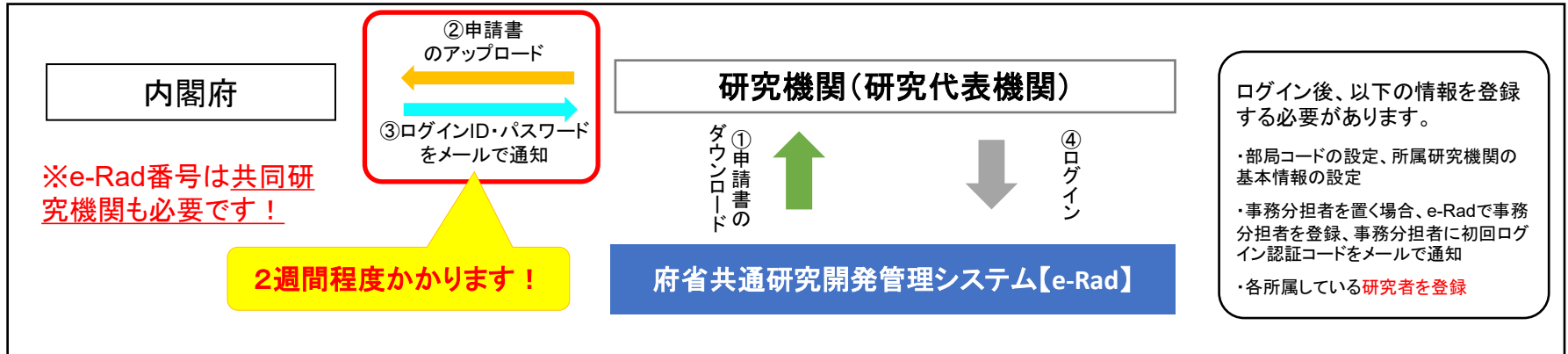
※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く



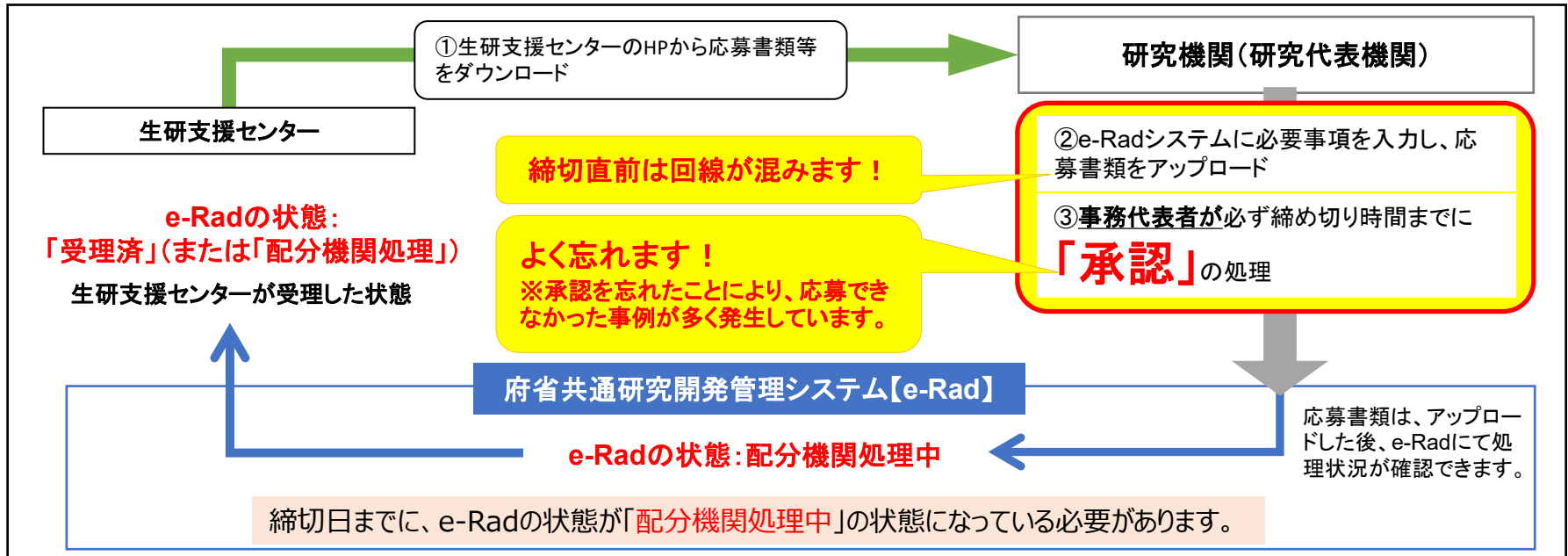
# 7. 応募手続き、受付期間及び注意点(e-Rad)

## ② e-Radによる応募の注意点

### ア 研究機関の登録申請手続き (応募までの事前準備)



### イ 応募手続き (応募書類の提出)



## ○ 審査参考資料の作成・提出について

- ◆ 公募要領6(3)に規定されている**応募書類(研究課題提案書等)**は、前項イの通り**e-Rad**でご提出ください。併せて、**審査参考資料(研究課題提案書を要約・補完したプレゼンテーション資料(説明音声付き動画))**を下記の要領に従い作成の上、**ファイル共有システム(Nextcloud)**でご提出ください。

### (審査参考資料の様式)

- ・プレゼンテーション資料は**パワーポイント様式**で、枚数は**15枚以内**、説明動画は**15分以内**としてください。
- ・説明動画は**パワーポイントの録画機能**で録画、作成してください。なお、内容説明する音声も必ず入れてください。
- ・作成した動画は**MP4に変換**してください。MP4に変換できない場合、パワーポイントのスライドショー機能で自動再生可能であれば、パワーポイント形式の提出でも構いませんが、その際は「差し込み動画の再生ができない」、「再生途中で動画が止まってしまう」等が起こらないよう、ご注意ください。
  - ※ パワーポイントの「記録」の「オーディオ」機能を活用し、説明音声を録音し、アニメーションで自動再生する形でも構いません。
  - ※ 録画方法が不明な場合、マイクロソフト社のHPから「プレゼンテーションを記録する」等検索してください。

### (提出方法)

- ・審査参考資料(プレゼンテーション資料(説明動画))は、e-Radでの提出はできません。ファイル名を「e-Rad課題ID-代表機関名」として、**ファイル共有システム(Nextcloud)**にアップロードして提出してください。アップロードができない場合は下記の間合せ先までご連絡ください。

### (提出先)

- ・下記URLの**ファイル共有システム(Nextcloud)**にアップロードして提出してください。  
URL : <https://nsscloudex.sys.affrc.go.jp/index.php/s/4rBdzEoYwPnfrDE>  
パスワード : 63doZCzMNLKR

### (提出期限)

- ・令和8年7月10日(金)正午まで

### (1) 総合審査（一次審査・二次審査）

- 応募書類等をもとに評議委員（外部委員及び行政委員）が本事業で定める審査実施要領の審査基準に基づき審査。一次審査では、応募書類等をもとに審査を行い、二次審査の対象となる研究課題を選定。二次審査では、書面（質問票）による質疑応答の結果を踏まえ審査。

### (2) 総合討議

- 総合審査の結果について、評議委員会で各委員から採点理由や採点変更の有無等を確認後、各研究課題に対する評点を確定するとともに、各研究種目の営農類型における順位を確定。

### (3) 採択課題の決定

- 総合討議における選考結果について、運営管理委員会の承認を経て、採択課題を決定。

※二次審査対象課題については、評議委員からの質問票を送付しますので、指定する日時までに回答をお願いします。

※総合討議や運営管理委員会で議論の結果、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。なお、これらの審査手続きは非公開で行われ、審査の経過や内容等、審査に関する照会・問合せには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

# 9. 審査基準（全体像）

## 1 必須項目

項目	内容
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか スマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか 事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか

※ 1 必須項目で不適合となった場合は、審査・採択されません。また、政策加点を除く審査項目の合計点数が6割を下回った場合は、二次審査の対象、採択候補課題となりません。

※ 2 研究種目毎に対象となる項目や配点が異なります（詳細は本説明資料の28頁を参照）。

## 2 審査項目（研究課題及び開発等技術の意義に対する審査）

項目	内容
ア 課題設定の適切性	農業者へのヒアリングや統計情報の活用等により、農業生産現場のニーズを適切に調査・分析し、当該調査結果に基づく適切な目標設定がなされているか
イ 既存研究・技術からの独立性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に広く普及している技術の単純な再現に該当せず、また、公的研究費により実施された既存の研究開発課題と目的、内容、成果の観点で重複することなく、独立した技術開発として位置付けられているか
ウ 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働生産性向上（労働時間削減又は付加価値額向上）に有効なものか
エ 開発等される製品・サービス	開発等される製品・サービスが、既存又は類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、労働時間の削減や収量・品質の向上等を通じて、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか
オ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、複数の品目や作業、多様な生産環境に適用可能であり、多くの農業者や産地に裨益するものか
カ 導入障壁低減効果の有効性	開発等を実施するスマート農業技術の低コスト化等、製品・サービスの導入障壁を下げるための取組が含まれ、かつその取組は有効なものか

## 2 審査項目（研究計画に対する審査）

項目	内容
ア 技術の構成方法の妥当性	目標とする労働生産性向上の効果を達成するために、適切な要素技術を選定する等、妥当な技術的アプローチの選定がなされているか
イ 研究計画の正確性・妥当性	当該研究計画が、社会実装を見据えて立案され、かつ、研究期間内に成果を得るための適切なマイルストーン・スケジュールが設定されているか
ウ 研究経費の妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか
エ 研究体制の有効性・妥当性	当該研究計画の遂行に必要な機関や者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか

## 2 審査項目（政策加 points）

項目	内容
ア 生産振興施策上の技術開発の必要性	開発等による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優れた技術であるか）
イ 開発等技術の早期実用化の可能性	食料・農業・農村基本計画で定められた KPI である、スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針第二の1の(2)に位置付けられたスマート農業技術等の令和12年度までの実用化の達成に向けて、当該研究計画の成果は当該目標年限に照らして早期の実用化が見込まれるか
ウ 関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間事業者がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合
エ 中山間地域の課題への対応度	当該研究の実施が、公募分野の別表2で示す公募対象技術に該当し、かつ、中山間地域の課題の解決につながるか
オ スマート農業技術活用促進法における認定を受けた、又は認定に必要となる手続を進めている開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しており、かつ研究主体に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むか。	当該研究計画で実施する内容が、スマート農業技術活用促進法における認定を受けた、又は認定に必要となる手続を進めている開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しており、かつ研究主体に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むか。
カ 研究体制の優位性	以下の役割種別を満たす機関を研究グループに含む又は協力機関として置いているか。 ①社会実装を担う者 ②農業者等

# 9. 審査基準（研究種目毎詳細）

## 1 必須項目

項目・内容	重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)	低コスト・小型化等 現場ニーズ即応型開発	技術改良・ 新たな栽培方法の確立の促進	先行的研究開発支援
(1) 研究実施主体の適格性				
研究グループの要件に適合しているか	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合
スマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	適合・条件付き適合・不適合	-	適合・条件付き適合・不適合	-
(2) 研究課題・内容の適格性				
公募分野を対象とした研究であるか	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合
事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	適合・条件付き適合・不適合	-	適合・条件付き適合・不適合	-

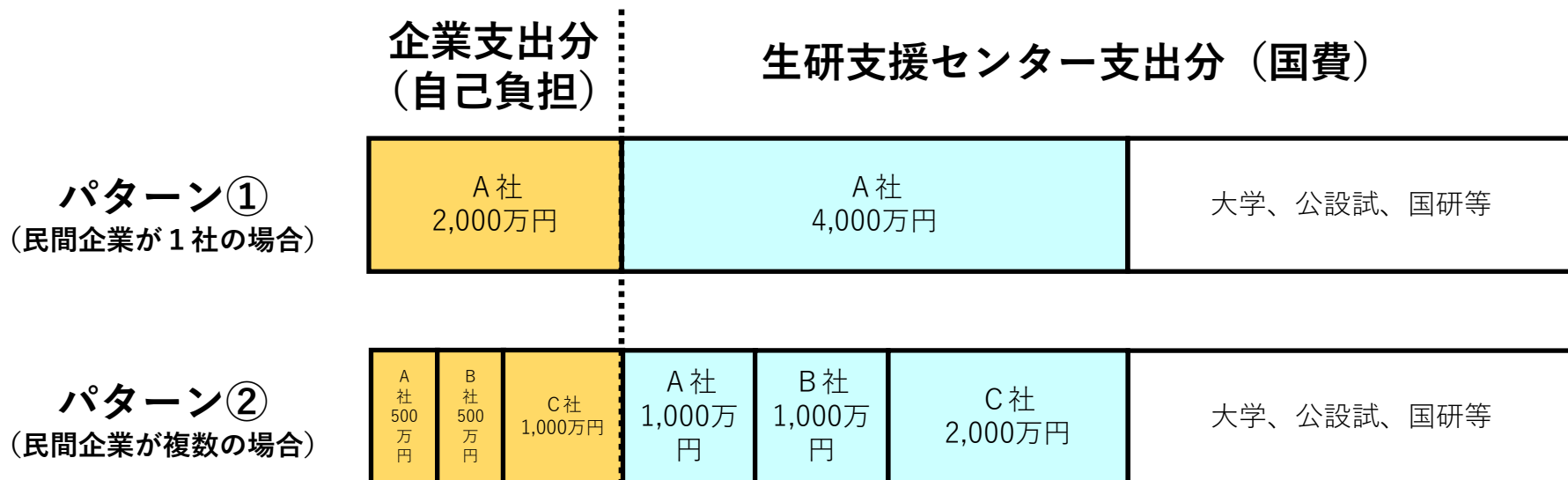
## 2 審査項目

項目	重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)	低コスト・小型化等 現場ニーズ即応型開発	技術改良・ 新たな栽培方法の確立の促進	先行的研究開発支援
研究課題及び開発等技術の意義に対する審査	最大45点	最大48点	最大56点	最大40点
ア 課題設定の適切性	○(最大6点)	○(最大10点)	○(最大10点)	○(最大15点)
イ 既存研究・技術からの独立性	○(最大6点)	○(最大6点)	○(最大6点)	○(最大10点)
ウ 開発等技術の有効性	○(最大10点)	○(最大6点)	○(最大10点)	○(最大6点)
エ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	○(最大10点)	○(最大10点)	○(最大10点)	-
オ 開発等技術の適用性	○(最大10点)	○(最大6点)	○(最大10点)	○(最大6点)
カ 導入障壁低減効果の有効性	○(最大3点)	○(最大10点)	○(最大10点)	○(最大3点)
研究計画に対する審査	最大36点	最大24点	最大32点	最大46点
ア 技術の構成方法の妥当性	○(最大10点)	○(最大6点)	○(最大10点)	○(最大15点)
イ 研究計画の正確性・妥当性	○(最大10点)	○(最大6点)	○(最大10点)	○(最大15点)
ウ 研究経費の妥当性	○(最大6点)	○(最大6点)	○(最大6点)	○(最大10点)
エ 研究体制の有効性・妥当性	○(最大10点)	○(最大6点)	○(最大6点)	○(最大6点)
政策加点	最大19点	最大28点	最大12点	最大14点
ア 生産振興施策上の技術開発の必要性	○(最大15点)	○(最大10点)	○(最大10点)	○(最大10点)
イ 開発等技術の早期実用化の可能性	○(最大3点)	○(最大4点)	-	-
ウ 関連する施策との整合性	○(最大1点)	○(最大1点)	○(最大2点)	○(最大1点)
エ 中山間地域の課題への対応度	-	○(最大10点)	-	-
オ スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得等	-	○(最大3点)	-	○(最大1点)
カ 研究体制の優位性	-	-	-	○(最大2点)

# 10. マatchingファンド方式について

- Matchingファンド方式とは、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、新たな商品・便益等の開発を行う民間企業等が、生研支援センターから民間企業等に支出する委託費の1 / 2以上を自己資金として負担する仕組み。
- 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」において、民間企業等が参画し、Matchingファンド方式を適用して開発・改良を行う研究課題については、審査において加点。

## 【Matchingファンド方式のイメージ】



○ 国費や自己負担は、研究グループの取り決めに従って配分

## 10. マatchingファンド方式について（続き）

### 【研究資金を自己負担する民間企業等】

研究成果を用いて（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等が自己資金を負担する場合、審査において加点。複数の民間企業が参画する場合、参画する全ての民間企業の適用が必要。ただし、一部の民間企業がマatchingファンド方式の対象とならない場合には、研究課題提案書にその理由を記載。

### ○ 自己負担を行う必要がない民間企業等の例

※民間企業等：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

#### ・研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業等

例 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

#### ・研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画するNPO法人

※原則、共同研究機関が該当することはありません。

※上記2つの条件を満たしている必要があります。

# 10. マatchingファンド方式について（続き）

## 委託費に計上できる経費

### 1) 直接経費

#### ①物品費

- ・設備備品費
- ・消耗品費

#### ②人件費・謝金

- ・人件費

〔国、地方公共団体からの交付金等で手当している常勤職員の人件費は不可〕

- ・謝金

#### ③旅費

#### ④その他

- ・外注費
- ・印刷製本費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・光熱水料
- ・その他（諸経費）

〔上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費〕

- ・消費税等相当額

### 2) 間接経費

## 自己資金

### 1) 左記1) ①～④の経費

### 2) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること

### 3) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品

（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの

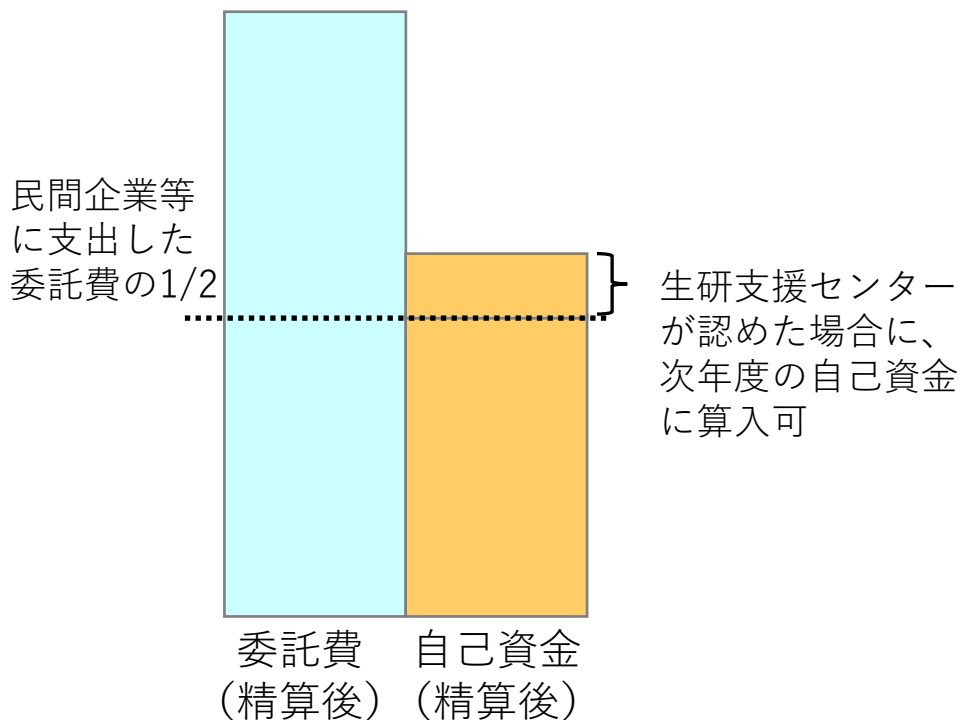
2) 及び3) の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に**独立した資産管理部門**があることを条件とします。

# 10. マatchingファンド方式について（続き）

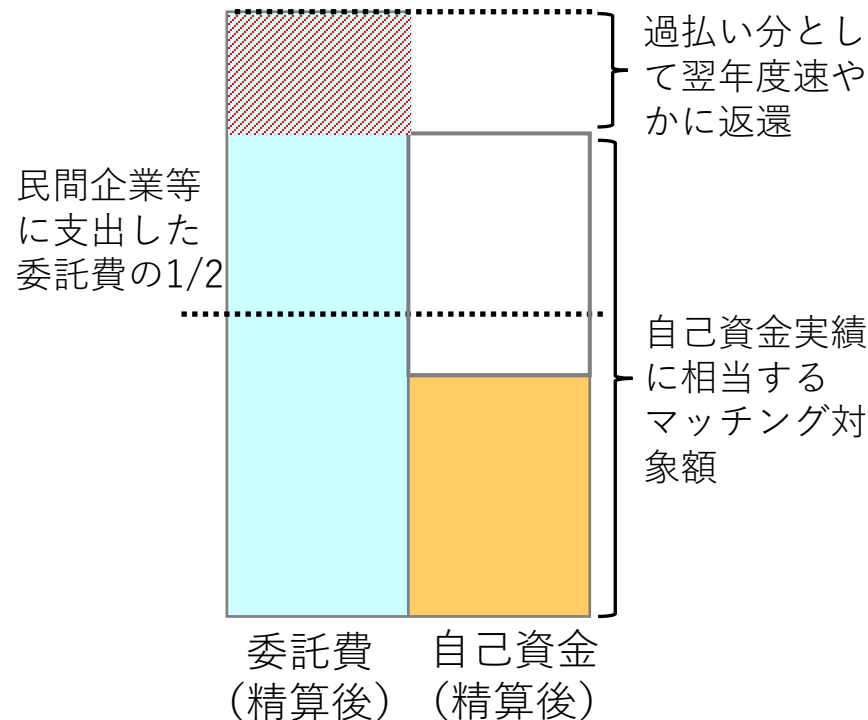
## 自己資金の取扱いについて

- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がMatching対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能

### 自己資金がMatching対象額を超過した場合



### 自己資金がMatching対象額に満たない場合



## 11. 公募から委託契約までの流れ（予定）

令和8年6月12日（金）	公募要領の公表・公示
令和8年7月10日（金）正午	公募受付締切
7月中旬～8月下旬	評議委員会による審査
9月下旬以降	採択課題（委託予定先）の決定・公表
10月上旬以降	委託契約の締結

※スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。

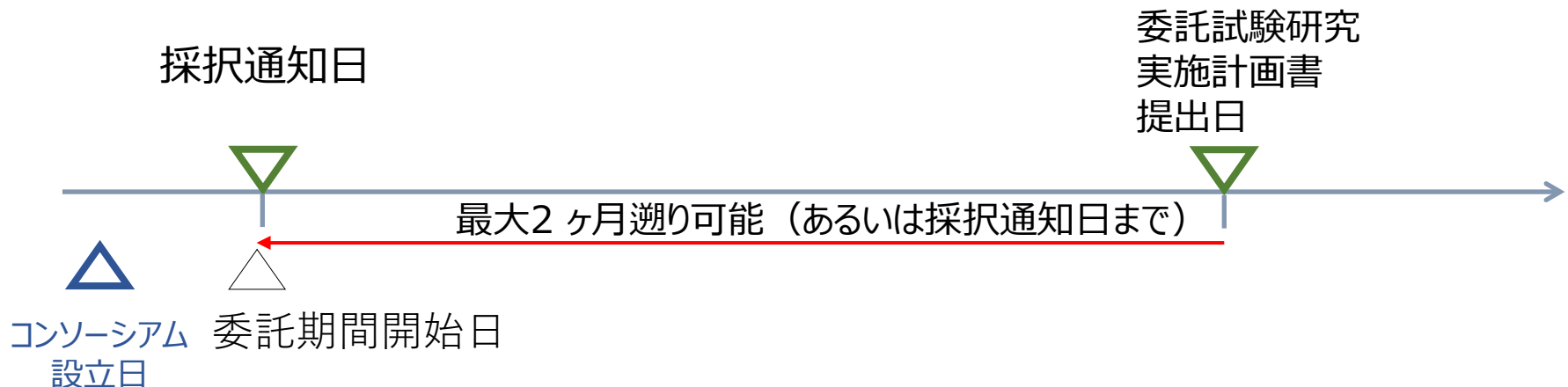
開発供給実施計画の認定を受けていない場合は、**令和8年6月26日（金）正午までに当該計画に係る事前相談を農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と開始する必要。**

**また、令和8年9月下旬（予定）の採択決定までに事前相談が了となっている必要。**

## 12. 契約手続き

- 生研支援センターは、代表機関等との間で当該年度に係る委託契約を締結します。
- 本事業の委託期間は、委託試験研究実施計画書提出日から最大2ヶ月前の日（計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。
- また、次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度の4月1日が試験研究開始日となります。
- なお、採択時や評価時の条件が付されている場合は、この条件に合致していることが前提となり、仮に契約締結に至らなかった場合には、受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

### <初年度の契約イメージ>



## 13. 公募に関するお問合せ



生研支援センターへのお問合せは以下のメールアドレスにお願いします。

○ 公募全般について

事業推進部スマート農業技術支援課 担当：鎌田、石橋  
E-mail : [kaihatsuka@ml.affrc.go.jp](mailto:kaihatsuka@ml.affrc.go.jp)

○ 契約事務について

研究管理部研究管理課 担当：石川、水渕、神田  
E-mail : [brain-jimu@ml.affrc.go.jp](mailto:brain-jimu@ml.affrc.go.jp)

農林水産省へのお問合せは以下のメールアドレスにお願いします。

○ 開発供給実施計画の認定事務等について

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課  
E-mail : [smart\\_kaihatsu@maff.go.jp](mailto:smart_kaihatsu@maff.go.jp)

# 【参考 1】公募要領における用語定義

農業支援サービス事業者等	<p>農業者等が行う農業を支援するため対価を得て継続的に行う次に掲げるいずれかの役務を行う事業者（農業支援サービス事業者）又は農業者等が活用する技術の保守又は運用を行う事業者のこと。</p> <p>ア 委託により、農業者等に代わって農作業を行うこと。</p> <p>イ 農業者等に対し、農業機械等を使用させること。</p> <p>ウ 農業者等に対し、農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣すること。</p> <p>エ 農業に関する情報について収集・整理・分析するとともに、農業者等に対し、当該結果の提供や、生産性向上に資する指導・助言を行うこと。</p>
農業者等	農業者又はその組織する団体（農業者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）のこと。
研究開発等	研究活動により技術を開発又は改良すること。
研究種目	措置された内容の異なる委託事業の種類別のこと。
研究グループ	研究開発等を実施しようとする単独の研究機関又は複数機関で構成される集団のこと。
研究代表者	代表機関（単独で応募を行う研究機関を含む。）のうち、研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行管理、成果管理等を統括する者のこと。
研究機関	研究グループにおいて自ら研究を実施する者のこと。民間企業、農業者等、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体（都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人）、一般又は公益法人、金融機関、特定非営利活動法人、特殊法人、大学（及び大学共同利用機関）、高等専門学校、協同組合等であって、日本国内に設置された法人格を有する者であること。
共同研究機関	研究グループの構成員である研究機関のうち、代表機関ではない者のこと（設置は任意）。
開発・供給支援機関	自ら研究を実施せずに研究グループに参加する者のこと（設置は任意）。研究成果の農業生産現場への迅速な供給を進める民間企業（製造事業者や農業支援サービス事業者）や、普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる民間企業等を想定。（なお、研究機関が開発・供給支援機関を兼ねて両方の取組を実施することも可能であるが、その場合は、取組内容や人件費等の経費を切り分けなければならない。）。
社会実装を担う者	研究開発等を実施する技術を実用化できる技術力を有し、研究成果の供給を担う者のこと。
研究用ほ場を有する者	研究開発等を実施するために、スマート農業技術等の試験研究に用するほ場を有する者のこと。
研究管理運営機関	研究代表者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約や委託契約に係る業務及び経理執行業務を担う者のこと。

# 【参考2】

## スマート農業技術開発・供給加速化対策

令和7年度補正予算額 8,970百万円

### <対策のポイント>

スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付けた**重点開発目標に基づき、生産現場において優先度が高く即戦力となるスマート農業技術の開発・供給の取組**を支援します。

### <事業目標>

スマート農業技術活用促進法の開発供給事業の促進の目標に掲げる技術の実用化割合を100% [令和12年度まで]

### <事業の内容>

#### 1. 重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）

民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による**品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発**を推進します。

#### 2. 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）

特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく**重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発**を支援します。

#### 3. 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発

中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、「**低コスト**」や「**小型化**」等の現場ニーズに基づく**研究開発**を支援します。

#### 4. 先行的研究開発支援

スマート農業技術の研究開発を担う**新たなプレイヤーの参画**を推進するため、特に機動力、アイデアを有する**高専や職業能力開発大学校等**が行う**民間企業と連携した供給につながる研究開発**を支援します。

#### 5. 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等による**プロトタイプ**の製造段階における**改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立**を支援します。

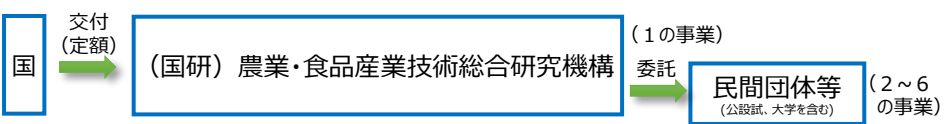
#### 6. スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究

スマート農業技術の導入を推進するため、**導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等**を検証し、**標準化する取組**を推進します。

### <事業イメージ>



### <事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-7437)